（送達・法第三十八条）

第三十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十一条第二項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（秘匿の申立ての方式等・法第四十二条の二）

第三十六条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第四十二条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（証拠調べ・法第五十三条）

第四十五条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の五まで、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［2・3　略］

（証人の宣誓）

第四十五条の二　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第四十五条の三　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（送達・法第三十八条）

第三十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十一条第二項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

［新設］

（秘匿の申立ての方式等・法第四十二条の二）

第三十六条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十、第五十二条の十二及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

［新設］

（証拠調べ・法第五十三条）

第四十五条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「非訟事件手続規則第三十六条第一項の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「非訟事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

［新設］

［新設］